

なぜ、ヤングケアラーへの支援が必要か

■ヤングケアラーとは

『ヤングケアラー』は、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」であり、一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として以下のように紹介されています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



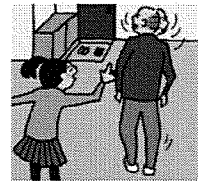
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもだいの世話をしている



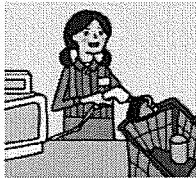
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



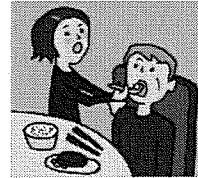
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : izumi Shiga

■ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある

子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの「育つ権利」などの様々な権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。

「ヤングケアラー」の子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。

しかし、子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてなかったりしている子どもも多くいます。そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えばケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。

ヤングケアラーであった子どもは、大人になってから仕事がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、ヤングケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。例え1回であったとしても、「周りの人が助けてくれた」という経験をつくるのがヤングケアラーの将来のためにも重要なのです。

出典：2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの早期対応に関する研究「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）より



こま

そうだんまどぐち

困ったときやしんどいときなどの相談窓口☆

枚方市 ひこぼしくん

おうちのこと、^{かぞく}家族のこと、^{ともだち}友達のことなど ^{なや}悩みごと ^{ぜんぱん}と全般の相談窓口

枚方市 子どもの育ち見守りセンター となたな (子ども家庭相談担当)

おうちのこと、家族のこと、友達のことなど 18歳未満の子どもに関するさまざまな相談にのります。
“となたな”には「いつもあなたのとなりにいますよ」という意味が込められています。

身近な存在として、気軽に相談してみてください。

電話 050-7102-3221 FAX 846-7952 月～金(祝日、年末年始除く) 9時～17時30分

24時間
対応

大阪府 中央子ども家庭センター 子ども専用フリーダイヤル

子どもからの相談を24時間365日受け付けています。

電話 0120-7285-25

いじめや学校生活のことなどの相談窓口

大阪府教育センター すこやか教育相談

(すこやかホットライン) 子どもからの相談用電話

電話 06-6607-7361 月～金(祝日、年末年始除く) 9時30分～17時30分

24時間
対応

(すこやか教育相談24) 上記以外の時間に相談の場合

電話0120-0-78310

メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

(すこやか相談@大阪府) 毎週月曜日17時～21時

学校から配られているカードや学校に掲示されているポスターに Q R コードがあるので、読み取るとLINEで相談ができます。困ったときは気軽に利用してみてください。

LINE

枚方市教育委員会 子どもの笑顔を守るコール

(教育安心ホットライン) 学校のこと、友達のこと、心配なことについて電話で相談

電話 072-809-2975 月～金(祝日、年末年始除く) 9時～17時

(いじめ専用ホットライン) いじめのことについて電話で相談

電話 072-809-7867 月～金(祝日、年末年始除く) 9時～17時

学校の中にも直接
相談できるひとが
いますよ ☺

心の教室相談員

学校のこと、友達のこと、心配なことについて相談を受けるため、

市立全小学校に各1名の心の教室相談員がいます。

連絡先は各小学校となっていますので、気軽に相談してみてください。